

「ぜん息患者教育指導者養成研修」実施業務に係る参加意思確認書の提出を求める公告

平成 27 年 7 月 28 日

独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職 理事 藏重 徹雄

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の趣旨

本業務は、「ぜん息患者教育指導者養成研修」を実施するものです。

本業務は、アレルギー疾患に関して臨床実習を内容に含む研修の企画から実施までを行うため、実施にあたっては高度な専門的能力と実施できる施設とが必要であることから、これらの能力と経験を有する特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としていますが、特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものです。応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の者との契約に移行します。

応募の結果、3. の参加資格を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の者との契約に移行します。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の者と当該応募者に対し一般競争入札(総合評価落札方式)による提案書の提出を要請する予定です。

2. 業務概要

- (1)業務名 : 「ぜん息患者教育指導者養成研修」実施業務
- (2)業務内容及び履行期限 : 仕様書を参照

3. 応募要件

(1) 基本的要件

①競争に参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

イ 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第 5 条(別紙参照)の規定に該当する者。

②暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2)業務の実施体制等

①業務に従事する者の類似業務等の実績、専門分野、本業務に関係する能力の資料、資格等が明確であること。

②業務の実施体制及び役割分担が明確であること。

③仕様書に定める業務内容について、業務を適切に遂行することが可能な実施計画であること。

(3)業務実績に関する要件

本業務に類似の業務実績を有していること。

4. 契約条項を示す場所、募集要領等の交付方法、問合せ等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー8階
独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部管理課 原 勝重、齋 深雪
電 話:044-520-9564
FAX:044-520-2134

(2) 募集要領等の交付期間、場所及び方法

①交付期間:本公示の日から平成 27 年 8 月 11 日(火)までの平日の 10 時 00 分から 17 時 00 分の時間
帯(ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分は除く)

②交付場所及び方法:上記4. (1)にて配布

(3) 参加意思確認書等の提出期限、場所及び方法等

①期限:平成 27 年 8 月 12 日(水)17 時 00 分まで

②場所:4. (1)に同じ

③方法:持参、郵送(書留郵便に限る。)によること。

④提出書類

- ・参加意思確認書
- ・会社概要(会社概要が分かるパンフレットで代替可)

※提出書類は返却いたしません。

5. その他

(1)参加意思確認書の作成に係る諸経費については応募者の負担とする。

(2)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3)関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(4)参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5)一般競争入札を行うことになった場合、その旨後日通知する。

6. 契約情報の公表について

(1) 契約及びその公表に関する基準に伴う公表(詳細は当機構ホームページ「調達情報」参照)契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2)「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

①公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

②公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構 OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- 2) 当機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当機構 OB に係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④公表日

契約締結日の翌日から起算して原則 72 日以内(4月に締結した契約については原則 93 日以内)

(3)「資格停止措置等」の公表

独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条第3項により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則

平成16年4月1日

細則第20号

(一般競争等に参加させることができない者)

第4条 機構は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

(一般競争等に参加させないことができる者)

第5条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、次の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等に参加させない期間を延長することができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失(瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。)によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかった又は契約を締結したが、正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。

3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。